

受付印

令和 年 月 日

広島県 県税事務所長 様

※処理事項

発信年月日
通信日付印

確認

整理番号

事務所
区分

管理番号

申告区分

法人番号

申告年月日
年 月 日

所在地 （本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記）	事業種目		兆 十億 百万 千 円 ()			
(ふりがな)	(電話)		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額			
法人名			前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額			
(ふりがな)	(ふりがな)	経理責任者氏名	前 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額			
代表者氏名						

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の事業税の
特別法人事業税の
※

事業税			道府県民税			
前事業年度の事業税額 (55の金額)	⑧	兆 十億 百万 千 円 00	前事業年度の法人税割額 (33の金額)	①	兆 十億 百万 千 円 00	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業			予定申告税額 (1×6前事業年度の月数)			
所得割額 (56×6前事業年度の月数)	⑨	兆 十億 百万 千 円 00	②	00		
付加価値割額 (57×6前事業年度の月数)	⑩	00	③	00		
資本割額 (58×6前事業年度の月数)	⑪	00	④	00		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業			この申告により納付すべき法人税割額 (2-③)			
収入割額 (59×6前事業年度の月数)	⑫	兆 十億 百万 千 円 00	⑤	月		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			均等割額 算定期間中において 事務所等を有していた月数			
所得割額 (60×6前事業年度の月数)	⑬	兆 十億 百万 千 円 00	⑥	兆 十億 百万 千 円 円×51200		
付加価値割額 (61×6前事業年度の月数)	⑭	00	⑦	00		
資本割額 (62×6前事業年度の月数)	⑮	00	この申告により納付すべき道府県民税額 (4+⑥)			
収入割額 (63×6前事業年度の月数)	⑯	00	この申告の期間 ・ ・			
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額 (70の金額)	⑰	00	前事業年度の期間 ・ ・			
特別法人事業税額 (17×6前事業年度の月数)	⑱	00	通算親法人の事業年度の期間 ・ ・			
予定申告税額 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑱)	⑲	00				
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳	00				
この申告により納付すべき事業税額及び 特別法人事業税額 (19-⑳)	㉑	00				
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒					
備考						
関与税理士署名		(電話)				

		事業年度	・ ・	法人名																
（事業税）	前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細										前事業年度の法人税割額の明細									
	摘 要		課 税 標 準			税率 (100)		税 額			(特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額		㉓	兆 十億 百万 千 円 ()						
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 事 業										法 人 税 割 額		㉔							
	所得割	所得金額総額	㉓4	兆 十億 百万 千 円								道府県民税の特定 寄附金税額控除額	㉕							
		所 得 金 額	㉓5						兆 十億 百万 千 円			税額控除超過額 相当額の加算額	㉖							
	付加価値割	付加価値額総額	㉓6									外国関係会社等に係る控除対象 所得税額等相当額の控除額	㉗							
		付 加 価 値 額	㉓7						兆 十億 百万 千 円			外国の法人税等 の 額 の 控 除 額	㉘							
	資本割	資本金等の額総額	㉓8									仮装経理に基づく法人 税 割 額 の 控 除 額	㉙							
		資 本 金 等 の 額	㉓9						兆 十億 百万 千 円			租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	㉚							
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 事 業										納付すべき法人税割額 ㉔－㉕＋㉖－㉗－㉘－㉙－㉚		㉛							
収入割	収入金額総額	㉔0	兆 十億 百万 千 円								㉛のうち特別控除取戻税額等 に係る法人税割額	㉜								
	収 入 金 額	㉔1						兆 十億 百万 千 円			差 引 法 人 税 割 額 ㉛－㉖－㉜	㉝								
法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																				
所得割	所得金額総額	㉔2	兆 十億 百万 千 円																	
	所 得 金 額	㉔3						兆 十億 百万 千 円												
付加価値割	付加価値額総額	㉔4																		
	付 加 価 値 額	㉔5						兆 十億 百万 千 円												
資本割	資本金等の額総額	㉔6																		
	資 本 金 等 の 額	㉔7						兆 十億 百万 千 円												
収入割	収入金額総額	㉔8																		
	収 入 金 額	㉔9						兆 十億 百万 千 円												
合計事業税額 ㉓5＋㉓7＋㉓9＋㉔1＋㉔3＋㉔5＋㉔7＋㉔9					㉕0															
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額					㉕1															
事業税の特定寄附金税額控除額					㉕2															
仮装経理に基づく事業税額の控除額					㉕3															
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					㉕4															
納付すべき事業税額 ㉕0－㉕1－㉕2－㉕3－㉕4					㉕5															
㉕5の内訳	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 1 号 又 は 第 2 号 に 掲 げ る 事 業																			
	所得割	㉕6	兆 十億 百万 千 円			付加価値割	㉕7	兆 十億 百万 千 円												
		資 本 割	㉕8				収入割	㉕9												
	法 第 7 2 条 の 2 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る 事 業																			
	所得割	㉖0	兆 十億 百万 千 円			付加価値割	㉖1	兆 十億 百万 千 円												
		資 本 割	㉖2				収入割	㉖3												
（特別法人事業税）																				
摘 要		課 税 標 準			税率 (100)		税 額													
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の 所得割に係る特別法人事業税額		㉖4	兆 十億 百万 千 円			0 0		兆 十億 百万 千 円												
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		㉖5				0 0														
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の 収入割に係る特別法人事業税額		㉖6				0 0														
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 (㉖4＋㉖5＋㉖6)					㉖7															
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額					㉖8															
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額					㉖9															
納付すべき特別法人事業税額 ㉖7－㉖8－㉖9					㉗0															